生 人 少 乙 達 第 3 号
令 和 7 年 5 月 1 日

関 係 所 属 長　　殿

生 活 安 全 部 長

福井県警察スクールサポーターの設置及び運用要綱の制定について

みだしのことについては、福井県警察スクールサポーターの設置及び運用要綱の制定について（令和２年生少女乙達第５号。以下「旧通達」という。）により運用してきたところであるが、この度、内容の一部を見直し、別添のとおり「福井県警察スクールサポーターの設置及び運用要綱」を新たに制定し、運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は廃止する。

別添

福井県警察スクールサポーターの設置及び運用要綱

第１　目的

この要綱は、福井県警察の少年警察活動に関する訓令（平成２０年福井県警察本部訓令第１６号）第６条に定める福井県警察スクールサポーター（以下「スクールサポーター」という。）の設置及び運用について必要な事項を定めることを目的とする。

第２　設置

次の各号に掲げる要件を備える者をスクールサポーターとして、運用を主管する本部担当課（以下「主管課」という。）又は警察署に置く。

(1)　人格及び行動について社会的信望を有する者

(2)　職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有する者

(3)　健康で活力がある者

第３　身分

スクールサポーターの身分は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２２条の２第１項第１号に規定する一般職非常勤とする。

第４　任期

スクールサポーターの任期は、１会計年度とする。

第５　職務

１　スクールサポーターは、定期的に学校を訪問し、必要に応じて常駐するなどして、次に掲げる職務を行う。

(1)　生徒（小学生、中学生及び高校生をいう。以下同じ。）の非行防止及び立ち直り支援等に関すること。

ア　学校、教育委員会等への訪問活動による非行防止及び被害防止に関する情報の提供と非行、いじめ、校内暴力等に関する事案への指導及び助言

イ　教職員、少年警察ボランティア等と連携した街頭補導活動

ウ　学校周辺における生徒のたまり場の管理者対策、有害図書等の閲覧防止、有害広告物等の発見・通報等、有害な環境の浄化活動

エ　非行等の問題行動がある生徒（以下「問題生徒」という。）に対する立ち直りを支援する活動への協力（学校、関係機関等が問題生徒の社会参加を促す際の指導及び助言等）

(2)　非行防止及び犯罪被害防止教育の支援等に関すること。

ア　学校における非行防止教室（薬物乱用防止教室を含む。）や犯罪被害防止教室の実施

イ　教職員等が実施する非行防止教室や被害防止教室への指導及び支援

(3)　学校における生徒の安全確保対策に関すること。

ア　不審者の侵入防止に配慮した学校施設及び対応要領の点検

イ　教職員や関係機関等と連携するなどした学校内及び通学路等地域周辺のパトロール

(4)　非行防止、犯罪被害防止及び地域安全に関する情報（以下「非行防止情報等」という。）の把握と提供に関すること。

ア　警察が学校、関係機関等と非行防止情報等を共有化するためのネットワーク構築への支援

イ　学校周辺における不審者情報の把握と提供

ウ　非行等の問題行動に関する情報の把握と学校等への提供

(5)　（１）から（４）までに掲げるもののほか、主管課長又は警察署長が必要と認めるもの

２　職務遂行上の留意事項

(1)　配置警察署以外への派遣

派遣先となる学校は、原則として、スクールサポーターが配置されている警察署管内にある学校とする。ただし、他の警察署管内にある学校へ派遣する場合は、スクールサポーターが配置されている警察署長（以下「配置警察署長」という。）及び派遣先の警察署長が協議し、主管課長に報告の上、派遣することができる。

(2)　関係機関との連携

スクールサポーターは、教育委員会、少年愛護センター及び関係機関と連携し、生徒の非行防止等に資する情報の共有化に努めること。

(3)　生徒の社会参加活動等への助言等

スクールサポーターは、学校、関係機関等が行う社会参加活動等の現場を積極的に訪問し、必要な指導及び助言を行うこと。

(4)　街頭補導活動等に関する教職員等への指導

スクールサポーターは、教職員等との合同パトロール及び街頭補導活動に積極的に参加し、教職員等に対してパトロール活動及び街頭補導活動の着眼点や実施要領等を具体的に指導する。

第６　勤務時間等

１　勤務時間は、休憩時間を除き１週間において２９時間とし、原則として午前９時から午後４時まで（１時間の休憩時間を含む。）とする。

２　配置警察署長は、毎月２５日までに翌月の勤務計画についてスクールサポーター勤務計画表（別記様式第１号）を作成し、スクールサポーターに勤務日、勤務時間等を示すものとする。

第７　身分の証明

１　福井県警察スクールサポーター証の携行等

スクールサポーターは、勤務中、その身分を示す福井県警察スクールサポーター証（別紙１）を携帯するものとする。また、学校内及び地域周辺のパトロール、生徒の立ち直り支援に係る活動を行う場合等は、原則としてスクールサポーター腕章（別紙２）又はスクールサポーターベスト（別紙３）を着用するものとする。

なお、スクールサポーター腕章については、左腕に着用する。

２　福井県警察スクールサポーター証の提示

スクールサポーターは、福井県警察スクールサポーター証の提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

第８　スクールサポーターの服装

スクールサポーターの勤務時における服装は、私服とし、端正な服装を心掛けるものとする。

第９　学校等への交通手段

１　公用車利用又は私有車の公務使用

スクールサポーターが、職務のために学校や街頭補導の活動現場等へ行く場合の交通手段については、原則として、公用車を使用しなければならない。ただし、福井県警察における警察車両以外の車両の公務使用取扱要綱の制定について（平成２１年警務甲達第３号）の適用を受けたときは、私有車を公務に使用できる。

２　運転技能診断による判定

スクールサポーターは、１の車両を運転するには、福井県警察の車両運転技能認定に

関する訓令（平成２９年福井県警察本部訓令第９号）によるところの運転技能診断において運転技能が良好と認められなければならない。

第10　指導教養

配置警察署長は、配置されたスクールサポーターに対し、その業務を適正に推進するために必要な指導教養を行う。

第11　運用上の留意事項

配置警察署長は、スクールサポーターの運用に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

1　スクールサポーターには、第５に規定する職務以外に従事させないこと。

2　生徒の心情を害することのないよう言語及び態度に注意させ、適切な市民応接に努めさせること。

3　校内外の巡回及び街頭補導活動をさせる場合は、できる限り警察職員との２人以上の複数対応とし、活動する場所、時間、活動内容等を上司に報告させた上で実施させること。なお、実施にあたっては、同行する警察職員と連携して対応にあたらせるなど、受傷事故防止に配意した措置を講じること。

4　スクールサポーターの活動実態については、勤務日誌による確認だけではなく、本人から直接聴取することなどにより、適切に職務がなされていることを点検すること。

5　上司による指導のほか、各種事務処理要領や書類作成要領等、任務遂行に必要な知識及び少年情勢にかかる最新情報の教養等を行うこと。

6　定期的な個々面接による身上把握を実施し、その身上実態に則した効果的な指導を推進すること。

7　毎朝点検や招集行事等の機会を捉えた継続的な職務倫理教養を実施すること。

第12　報告

1　勤務日誌

スクールサポーターは、勤務日ごとにその活動状況及び取扱事項をスクールサポーター勤務日誌（別記様式第２号）及び情報等入手報告書（別記様式第３号）に記載し、配置警察署長に報告すること。

2　活動結果報告書

配置警察署長は、次の事項について、それぞれに定める要領により主管課長に報告すること。

(1)　スクールサポーターの月ごとの活動状況について、スクールサポーター活動結果報告書（別記様式第４号）により、翌月の５日までに報告すること。

(2)　スクールサポーターの業務に係る紛議、事故等を認知したときは、直ちに報告すること。

(3)　スクールサポーターの効果的な活動事例等を認知したときは、速やかに報告すること。

第13　文書の保存

文書の保存期間は、会計年度により、次表のとおりとする。

文　　書　　名	保存所属	保存期間
スクールサポーター勤務計画表	配置警察署	１年未満
情報等入手報告書	配置警察署	１年未満
スクールサポーター勤務日誌	配置警察署	１年
スクールサポーター活動結果報告書	主管課	１年

第14　その他

本要綱に定めのない事項については、主管課長が別に定める。

様式省略